

名古屋市交通局土木工事及び営繕工事における週休2日工事に関するQ&A
(公表用)

Q1 現場代理人の常駐義務が緩和されている場合の現場着手日とはいつか。

A1 工事請負契約約款第9条第3項により、現場代理人の常駐義務が緩和されている場合は、現場事務所の設置、測量、資機材の搬入、仮設工事の開始等、現場での作業を開始する時点とします。

なお、「測量」については、トータルステーション、トランシット、レベルなどの器械を使用して現場を測量することを指します。そのため巻尺で延長や幅員を確認するなどの軽微な事前調査であれば、測量とみなしません。

週休2日制（4週8休）工事

Q2 現場閉所日は対象期間の中であれば、いつでも良いのか。

週休2日交替制工事

Q3 技術者及び技能労働者の各々の休日は対象期間の中であれば、いつでも良いのか。

A2、3 令和7年4月1日以降に契約した工事においては、月単位の週休2日に取り組むことを前提としています。月単位の週休2日が確保できるように、「現場閉所日」もしくは「技術者及び技能労働者の各々の休日」を設定してください。

Q4 夏季休暇、年末年始休暇とは、どの日を指すのか。

A4 夏季休暇、年末年始休暇は、下記の期間を指していますが、会社の休業日等に合わせて変更することは可能です。

- ・夏季休暇：8月13日～8月15日の3日間
- ・年末年始休暇：12月29日～1月3日の6日間

Q5：要綱第2条（8）の「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とは、どのような作業が該当するのか。

A5：次のような、現場を閉所するにあたって、自然災害等に伴う安全対策や現場の維持保全に必要な不可欠な点検等が該当します。

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- ・風飛散対策等の第三者災害の防止作業
- ・安全パトロールや仮設設備・施設の保守点検

Q 6 工期延期となった場合の週休2日の考え方は、どのようになるのか。

A 6 原則として延期となった期間も対象としますが、発注者の責による工期延長など、これにより難しい場合はこの限りではありませんので、監督員と協議を行ってください。

週休2日制（4週8休）工事

Q 7 要綱第6条に定めのある、「現場閉所予定日が記載された資料」、「現場閉所日が記載された資料」、「現場閉所率が確認できる資料」の様式に指定はあるのか。

週休2日交替制工事

Q 8 要綱第7条に定めのある、「技術者及び技能労働者の各々の休日取得計画を把握できる資料」、「技術者及び技能労働者の各々の休日取得状況を把握できる資料」、「平均休日率が確認できる資料」の様式に指定はあるのか。

A 7、8 様式の指定はありません。参考様式1、2を参照し、必要な情報が把握できるように既存の書類を活用して提出資料を用意してください。
参考様式1、2を使用しても問題ありません。

週休2日制（4週8休）工事

Q 9 現場着手後、当初計画の日に現場閉所できなくなった場合は、どのようにしたらよいか。

週休2日交替制工事

Q 10 現場着手後、当初計画の日に休日取得できなくなった場合は、どのようにしたらよいか。

A 9、10 4週8休以上を達成できるように、振替の「現場閉所日」もしくは「休日取得日」を設定してください。

当初工程計画の見直し等が必要となった場合は、その都度変更後の「現場閉所予定日が記載された資料」もしくは「技術者及び技能労働者の各々の休日取得計画を把握できる資料」を監督員に提出し、確認を受けてください。

Q 11 自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替の「現場閉所日」もしくは「休日取得日」を設定する必要はあるか。

A 11 要綱第2条（3）カにおいて、天災（豪雨、出水、地震等）に対する突発的な対応期間は対象期間から除いておりますので、振替の「現場閉所日」もしくは「休日取得日」の設定は不要です。なお、「現場閉所日が記載された資料」もしくは「技術者及び技能労働者の各々の休日取得状況を把握できる資料」の備考欄等へその旨（豪

雨応急対応のため対象外など)を記載してください。

Q12 土曜日、日曜日、祝日に、作業を行っても問題ないか。

A12 要綱においては、「4週8休以上の現場閉所を行うこと」もしくは「技術者および技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保すること」としていますので問題はありますが、労働環境の改善の観点からできるだけ作業は行わないよう努めることが大切です。

Q13 金曜日の夜に行う夜間作業は、土曜日作業の扱いとなるのか。

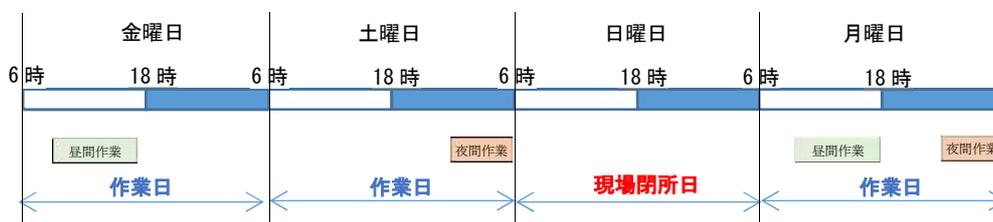
A13 原則、金曜日の夜から翌日の早朝6時までに行う夜間作業は、金曜日作業の扱いとなります。

【夜間作業における現場閉所日の考え方】

(事例1)・・・この場合は、土曜日は現場閉所日となります。



(事例2)・・・この場合は、土曜日は作業日となります。



Q14 予定していた現場閉所日に発注者の指示により工事を実施した場合は、振替の「現場閉所日」もしくは「休日取得日」を設定する必要があるのか。

A14 発注者による緊急修繕工事実施要請への対応などは、要綱第2条(3)サに該当し、対象期間に含めません。なお、「現場閉所日が記載された資料」もしくは「技術者及び技能労働者の各々の休日取得状況を把握できる資料」の備考欄等へその旨(発注者緊急要請対応のため対象外など)を記載してください。

Q15: 定期安全研修・訓練等を会社で実施した場合は、現場閉所に該当するのか。

A15: 定期安全研修・訓練等は、作業員全員の参加により実施するものと考えていますので、休日取得を主旨とする本制度においては、会社で実施した場合においても現場閉所日数には含みません。「現場閉所日が記載された資料」もしくは「技術者

及び技能労働者の各々の休日取得状況を把握できる資料」の備考欄等へその旨(定期安全訓練実施など)を記載してください。

Q16 現場代理人等が現場閉所日に、現場外(本社など)で書類作成等を行った場合、現場閉所となるか。

A16 現場閉所かどうかは、現場が閉所されているかどうかで判断します。

ただし、本取組は現場代理人等も含め、月単位の週休2日取得を促進することを目的としております。現場代理人等についても、月単位の週休2日取得に努めてください。

Q17 要綱第2条(3)サにおける「その他、監督員が認めた期間」とは、どのようなものがあるか。

A17 状況によって個別に判断しますが、やむを得ないと認められる場合、一般的に現場での作業がない日が連続で続く場合、または、現場作業が完了した場合などは、その期間を対象外とします。

【例示】

- ・工事事務発生時の応急対応作業
- ・発注者による緊急要請への対応
- ・他工事の調査・工事などが主体であり、自らの工事の現場作業がほとんど行われない日が1週間以上連続する期間
- ・現場作業完了後の軽微な清掃作業、手直し作業など

Q18 監督員による「現場閉所状況」もしくは「休日取得状況」の確認は、どのようにおこなうのか。

A18 要綱第6条もしくは要綱第7条に基づき提出のあった、「現場閉所日が記載された資料」もしくは「技術者及び技能労働者の各々の休日取得状況を把握できる資料」により確認します。

Q19 : 月単位の週休2日を確保した結果、工期内で工事が完成できなくなったため、この理由で工期延期は認められるのか。

A19 : 当初の工期は4週8休のほか、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間等を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じた不測の事態による工期延期については、従来どおり協議を行ってください。月単位の週休2日を確保した結果、工期内で工事が完成できないという理由だけでは、工期延期は認められません。

Q20：工事成績評定の取り扱いについて、要綱第10条に4週8休以上達成の場合には「土木工事」、「営繕工事」それぞれで定めがあるが、未達成の場合はどうなるのか。

A20：未達成となった場合でも、その事実のみを事由とした減点はありません。ただし、提出された工程表や施工計画書が週休2日を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合や、工程管理の不備が認められる場合等には、成績評価の判断材料のひとつとなります。